

# 平成25年度 東久留米市事務事業 見直しのための仕分け

日時：平成25年10月19日（土）9:50～17:00

場所：東久留米市役所7階

第1会場（A班） / 701会議室

第2会場（B班） / 702会議室

## 【傍聴される皆様へのお願い】

会場内では次のことをお守りいただき、静かに傍聴してください。仕分け作業が円滑に進められるよう、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

- 1 仕分け会場への入退室は、他の傍聴者や仕分け作業の妨げにならないようお願いいたします。
- 2 携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切りください。
- 3 拍手、その他の方法により、仕分け作業に対する賛成、反対の意向を表明しないでください。また、傍聴者からのご質問はお受けいたしません。
- 4 ゼッケン、たすき等の着用、会場内に危険物や旗、のぼり、プラカードなどを持ち込む行為はしないでください。
- 5 食事や喫煙はできません。（飲み物については、他の傍聴者へのご迷惑とならないようお願いいたします）
- 6 録音、録画、撮影はできません。  
ただし、報道機関から取材撮影の申込みがあった場合には、これを許可します。後日、会場内の様子が報道されることもありますので、ご了承ください。
- 7 手荷物、貴重品等の管理は各自でお願いします。また、手荷物等を置いての席の確保はご遠慮ください。
- 8 その他、仕分け作業の妨げとなる行為をしないでください。

※ 上記の事項をお守りいただけない場合や円滑に審議を進行させるための係員の誘導・指示に従っていただけない場合には、退場していただくこともありますので、ご了承ください。

東久留米市 企画経営室 行政管理課 行財政改革担当

## 「平成 25 年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」の開催にあたって

市では、市民視点で事務事業の方向性などを検証するため、公開の場で議論を行う「事務事業見直しのための仕分け」を平成 22 年 10 月、平成 23 年 2 月及び平成 24 年 10 月に実施しました。今回、4 回目となる「平成 25 年度事務事業見直しのための仕分け」を実施するにあたり、7 月に「事務事業見直しのための仕分け市民会議」（以下「仕分け市民会議」という）の市民委員を公募し、8 月から本日まで、「仕分け市民会議」の 10 名の委員が仕分けの準備を進めてきました。

仕分け対象事業の選定から本日の仕分け作業の進行まで、「仕分け市民会議」委員が行う市民による市民のための仕分けです。

### 1 事務事業見直しのための仕分けとは

市は、平成 14 年度から行政評価制度を導入し、事務事業評価を実施してきました。これは行政による内部評価にあたります。

事務事業見直しのための仕分けは、これまで職員が評価してきた事務事業を市民の視点で見直そうというものです。

本日は、「仕分け市民会議」委員と事業の担当課が、公開の場で、事務事業の必要性・実施方法・担い手についてなど、事業のあり方を検討します。

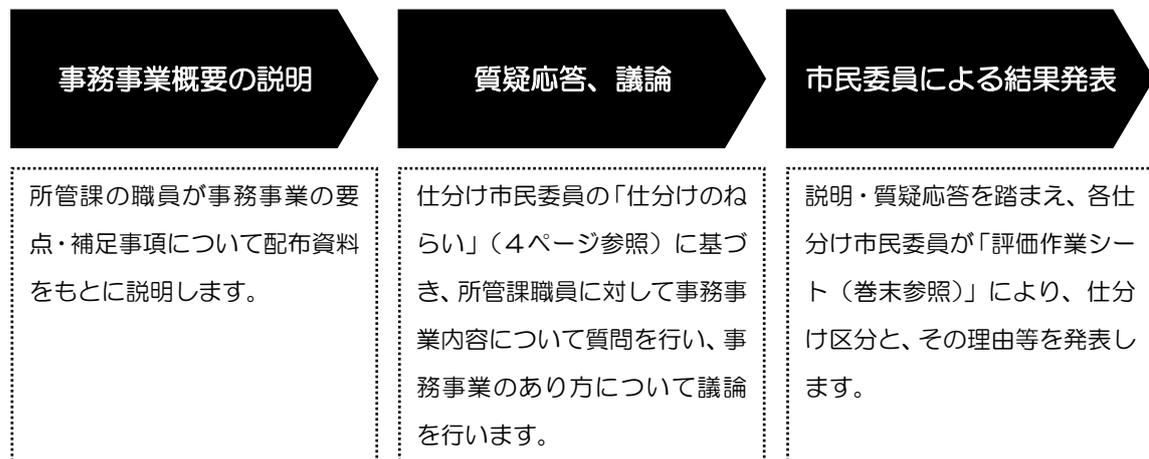
なお、仕分け結果は市の最終判断となるものではありませんが、平成 26 年度以降の予算にどのように反映させるかなど、市長を含む特別職及び部長職で構成する行財政改革推進本部などでの検討を進めていきます。

### 2 対象事業及び作業スケジュール：4 ページ参照

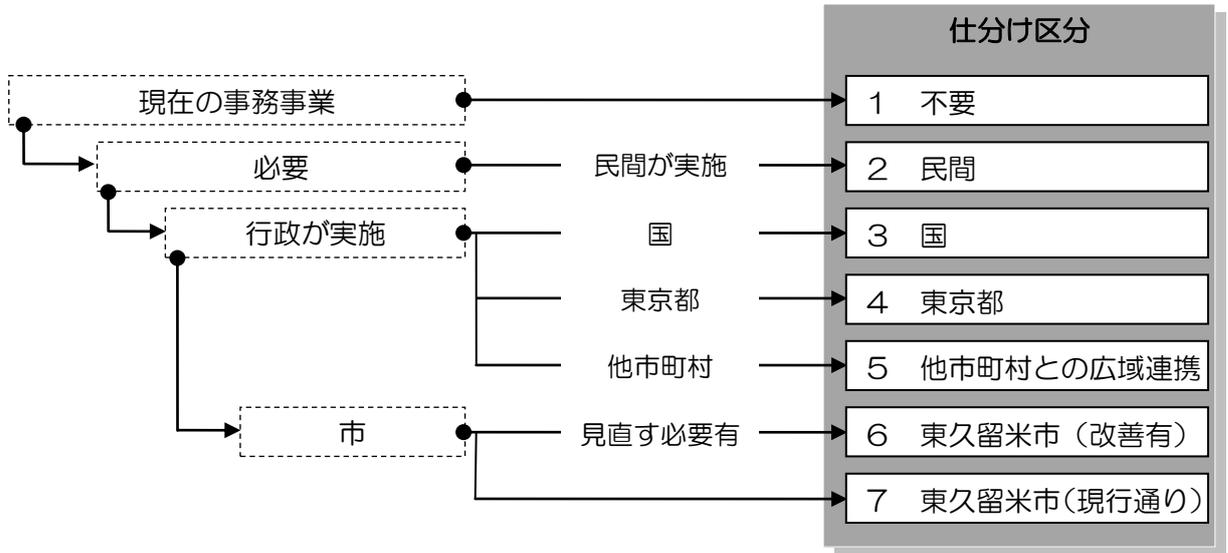
### 3 仕分け対象事業（6 事業）の選定について

- 市が作成した平成 25 年度事務事業評価表（平成 24 年度に市が実施した全 710 事業についての評価表）より、仕分け市民会議各委員が候補事業を持ち寄り、仕分けのねらいや視点等について議論を行う中で 6 事業を決定した。

### 4 仕分け作業の流れ



5 仕分け区分について（「東久留米市評価作業シート」は巻末を参照）  
仕分け区分は7つで行います。



一 仕分け判定区分の考え方

1	不要	①趣旨・目的に妥当性なし ③効果なし（薄い）/逆効果 ⑤他と重複（事業の統合）	②達成手段として不適切 ④サービス受給者の自助努力・自己負担 ⑥その他（ ）
2	民間	①既に行政の役割を終了 ③民間の方がより効果的・効率的に実施可能	②サービス水準に違いがあるべき ④その他（ ）
3	国	①効果が国全体に波及 ③国の方がより効果・効率的に実施可能	②国としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他（ ）
4	東京都	①効果が都全体に波及 ③都の方がより効果・効率的に実施可能	②都としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他（ ）
5	他市町村との 広域連携	①効果が広域全体に波及 ③広域行政の方がより効果・効率的に実施可能	②広域行政としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他（ ）
6	東久留米市 （改善有）	③自主財源確保の努力 ⑤民間を活用した方が効率的	①事業内容が達成手段として不適切 ②事業規模を縮小すべき ④期限の設定 ⑥パートナー事業化 ⑦その他（ ）
7	東久留米市 （現行通り）	③その他（ ）	①現行通りに事業継続 ②事業規模を拡大すべき

※ 事務事業見直しのための仕分け結果が、市の最終判断となるものではありません。

6 「東久留米市事務事業見直しのための仕分け市民会議」委員名簿

※市民委員は全員、市が公募した東久留米市民です。

◆A班（仕分け会場 701 会議室）

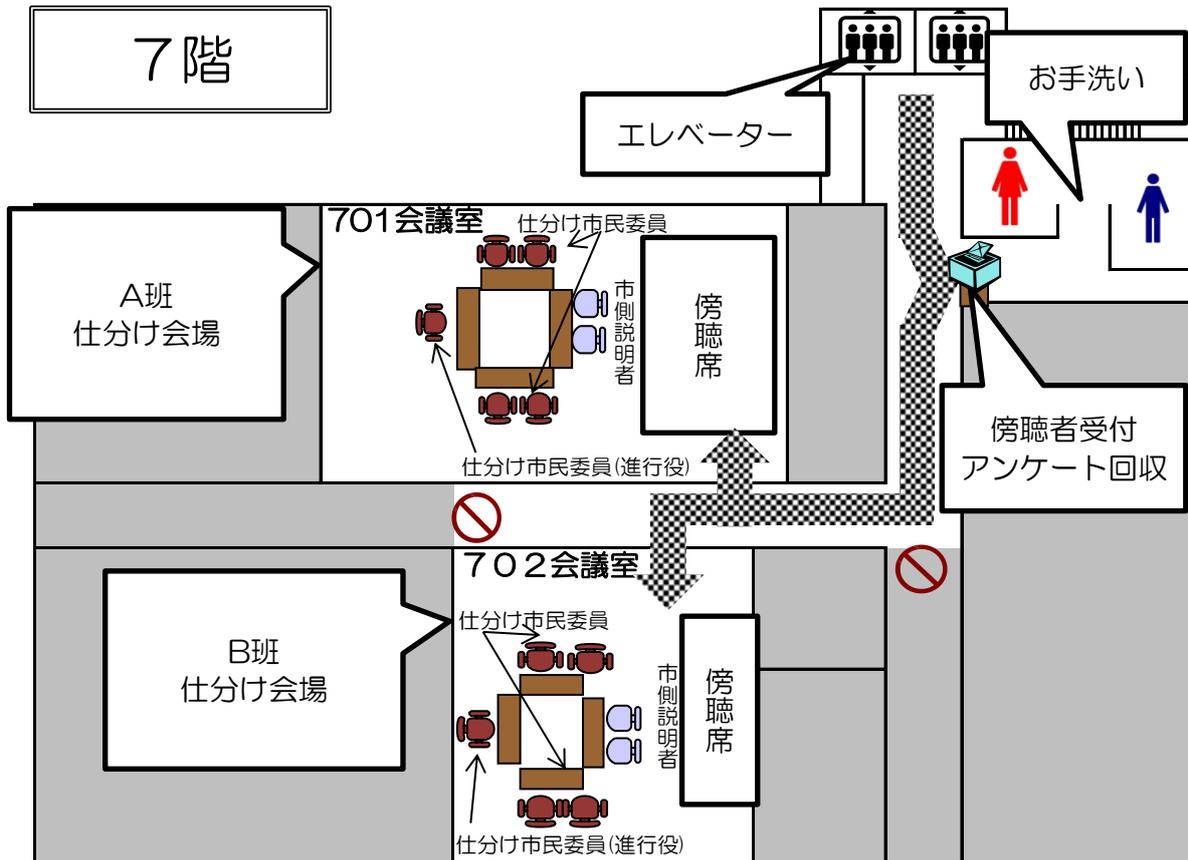
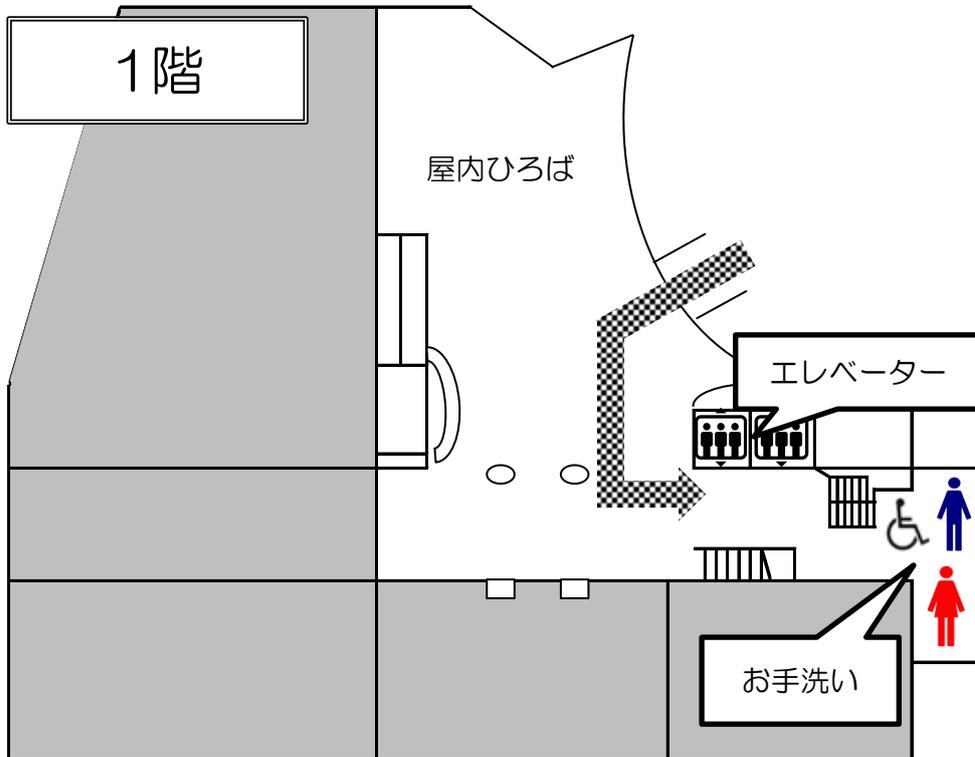
氏名	備考
樋川 紘一	副座長（A班進行役）
伊藤 昌之	
梅本 富士子	
小山 典子	
中内 良三	

◆B班（仕分け会場 702 会議室）

氏名	備考
五味 幹男	座長（B班進行役）
岸 邦彦	
鈴木 弘一	
関 美智子	
藤井 伸行	

# 会場案内図

「事務事業見直しのための仕分け」は市役所7階の701会議室（A班仕分け会場）、702会議室（B班仕分け会場）の2つの会場で行われます。



## 仕分け対象事業タイムスケジュール

### 〇701会議室・・・A班仕分け会場

No.	予定時間	事務事業名・担当課	仕分け事業選定趣旨（仕分け市民委員の発言より）
	9:50 ～ 10:00	開会式	
A-1	10:00 ～ 11:50	市民みんなのまつり（農業祭）事業 市民みんなのまつり（商工祭）事業 産業振興課	市民参加の促進（運営の段階から）
昼休憩			
A-2	13:00 ～ 14:50	新・元気を出せ商店街事業 産業振興課	商店街の補助金の使い方について
休憩（10分）			
A-3	15:00 ～ 16:50	農業委員会事務 産業振興課	事業費・人件費の内訳 委員会の内容
	16:50 ～ 17:00	閉会式	

### 〇702会議室・・・B班仕分け会場

No.	予定時間	事務事業名・担当課	仕分け事業選定趣旨（仕分け市民委員の発言より）
B-1	10:00 ～ 11:50	一時預かり所管理運営事業 年間登録自転車等駐車場管理運営事業 施設管理課	民間で行うべき
昼休憩			
B-2	13:00 ～ 14:50	学童保育所運営事業 子育て支援課	利用者に対する市の負担が多いため、適正な負担の検討
休憩（10分）			
B-3	15:00 ～ 16:50	地域交流の場の提供事業 保育課	事業内容の詳細・本当に必要な事業なのか

※1事業当たり110分であるが、その間10分の休憩を設けるものとする。

# 平成25年度仕分け用説明シート

平成 25 年 9 月 12 日

事務事業番号	04-01-15	事務事業名	市民みんなのまつり（農業祭）事業
所管課係名	農業委員会農政係	所管課長名	産業振興課長 道辻 正信

## 事業の概要について

目的 (何のために)	東久留米市市民みんなのまつり（農業祭）に係る事業の経費の一部を補助することを目的とする。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	農業者・市民
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： JA ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	平成25年度東久留米市市民みんなのまつり（農業祭）補助金交付要綱
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	市内の農産物を広く市民に紹介し、もって市の農業の発展を図るため、補助対象経費の2分の1以下を交付する。

## コストの概要について

(平成24年度決算見込額)

平成24年度費用		平成24年度事業費内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	1,800千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	賃金	
	特定財源の支出に伴う一般財源	報償費	
	一般財源	1,800千円	需用費
人件費 (理論値)	2,468千円	その他	1,800千円
トータルコスト (事業費+人件費)	4,268千円		

## 関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

毎年農業協同組合に180万円を補助金として交付している。

担当課の所見

毎年行われる市民みんなのまつりは、農業祭と商工祭をメインとしており、たくさんの市民の方が来場される。市民の方に市の農業、産業や物産を知ってもらいいい機会になっていると考える。

課題及び今後の対応について

現在この祭りは、駅前から市役所までを通行止めにして行っているため、関係機関との調整や回路の調整などが問題となっている。

# 平成25年度仕分け用説明シート

平成 25 年 9 月 12 日

事務事業番号	04-02-09	事務事業名	市民みんなのまつり（商工祭）事業
所管課係名	産業振興課労政商工係	所管課長名	産業振興課長 道辻 正信

## 事業の概要について

目的 (何のために)	東久留米市市民みんなのまつり（商工祭）に係る事業の経費の一部を補助することを目的とする。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	商工業者、市民
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：商工会） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	平成25年度東久留米市市民みんなのまつり（商工祭）補助金交付要綱
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	市内の産業物産を広く市民に紹介し、もって市の産業及び商業の発展を図るため、補助対象経費の2分の1以下を交付する。

## コストの概要について

(平成24年度決算見込額)

平成24年度費用		平成24年度事業費内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	1,800千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	賃金	
	特定財源の支出に伴う一般財源	報償費	
	一般財源	1,800千円	需用費
人件費 (理論値)	803千円	その他	1,800千円
トータルコスト (事業費+人件費)	2,603千円		

## 関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

毎年商工会に180万円を補助金として交付している。

担当課の所見

毎年行われる市民みんなのまつりは、商工祭と農業祭ををメインとしており、たくさんの市民の方が来場される。市民の方に市の産業や物産、農業を知ってもらいたい機会になっていると考える。

課題及び今後の対応について

現在このまつりは、駅前から市役所までを通行止めにして行っているため関係機関との調整やう回路の調整などが問題となっている。

# 平成25年度仕分け用説明シート

平成 25 年 9 月 12 日

事務事業番号	04-02-01	事務事業名	新・元気を出せ商店街事業
所管課係名	産業振興課労政商工係	所管課長名	産業振興課長

事業の概要について	
目的 (何のために)	市がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く市内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	市内商店会
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：市内商店会） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	（市）新・元気を出せ東久留米市商店街事業補助金交付要綱
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	平成15年度よりスタートした東京都の事業であって、ひとつのイベント事業に対し、東京都の補助率が補助対象経費が100万円を超えるときはその3分の1で、100万円以下のときは2分の1。市の補助率が補助対象経費が100万円を超えるときはその3分の1で、100万円以下のときは4分の1。

コストの概要について			関連事務事業について															
(平成24年度決算見込額)			→「有」の場合、その事務事業概要等記載															
平成24年度費用		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成24年度事業費内訳（主な項目）</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">項目名</th> <th style="width: 50%;">事業費</th> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">10,144千円</td> </tr> </table>	平成24年度事業費内訳（主な項目）		項目名	事業費	賃金		報償費		需用費		その他	10,144千円	庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
平成24年度事業費内訳（主な項目）																		
項目名	事業費																	
賃金																		
報償費																		
需用費																		
その他	10,144千円																	
事業費 (財源内訳合計)	10,144千円	事務事業名																
財源内訳	特定財源	5,778千円	事業概要：															
	特定財源の支出に伴う一般財源	4,366千円																
	一般財源																	
人件費 (理論値)	815千円																	
トータルコスト (事業費+人件費)	10,959千円																	

事業実績について

平成24年度新・元気をさせ東久留米市商店街事業補助金実績一覧表(第9回)

1 イベント事業										
連番	間接補助事業名	商店街等名	事業実施日	総事業費	補助対象経費	都補助金	市補助金	補助金計	補助率	備考
1	門前まつり	門前商会	平成24年7月1日～ 平成24年8月9日	1,365,650 1,153,757	1,365,650 1,104,878	455,000 368,000	455,000 368,000	910,000 736,000	市・1/3 都・1/3	
2	北口まつり「第12回七夕まつり」	東久留米駅前商店会	平成24年7月1日～ 平成24年7月31日	577,250 456,090	577,250 440,163	288,000 220,000	144,000 110,000	432,000 330,000	市・1/4 都・2/4	
3	駅前夏祭り	東久留米駅前商店会	平成24年7月23日～ 平成24年8月31日	1,569,250 1,529,178	1,569,250 1,515,468	523,000 505,000	523,000 505,000	1,046,000 1,010,000	市・1/3 都・1/3	
4	中元福引大売り出し	かるがも富士ヶ丘商栄会	平成24年7月1日～ 平成24年7月22日	541,766 470,248	509,766 437,003	254,000 218,000	127,000 109,000	381,000 327,000	市・1/4 都・2/4	
5	歳末福引大売り出し	かるがも富士ヶ丘商栄会	平成24年12月1日～ 平成25年1月8日	579,046 517,856	547,046 469,356	273,000 234,000	136,000 117,000	409,000 351,000	市・1/4 都・2/4	第9回
6	大橋通り祭り事業	大橋通り商店会	平成24年7月1日～ 平成24年7月22日	368,450 272,325	368,450 264,601	184,000 132,000	92,000 66,000	276,000 198,000	市・1/4 都・2/4	
7	中元売出し事業	東久留米市中央商店会	平成24年7月1日～ 平成24年7月16日	907,682 879,008	907,682 802,523	453,000 401,000	226,000 200,000	679,000 601,000	市・1/4 都・2/4	
8	歳末大売出し事業	東久留米市中央商店会	平成24年12月1日～ 平成24年12月31日	1,045,495 925,615	1,045,495 863,262	348,000 287,000	348,000 287,000	696,000 574,000	市・1/3 都・1/3	第7回
9	さいわい商店会歳末大売出し	さいわい商店会	平成24年12月1日～ 平成24年12月31日	996,830	921,830	460,000	230,000	690,000	市・1/4 都・2/4	中止(商店会解散)
10	ラッキーサマーセール(中元福引大売出し)	商店街振興組合 滝山中央名店会	平成24年6月15日～ 平成24年7月31日	1,720,000 1,116,109	1,657,500 1,032,734	552,000 344,000	552,000 344,000	1,104,000 688,000	市・1/3 都・1/3	
11	ラッキーウインターセール(歳末福引大売出し)	商店街振興組合 滝山中央名店会	平成24年11月18日～ 平成24年12月31日	2,010,000 1,692,677	1,785,000 1,516,120	595,000 505,000	595,000 505,000	1,190,000 1,010,000	市・1/3 都・1/3	
12	平成24年度中元大売出し	滝山五丁目商店親睦会	平成24年6月30日～ 平成24年8月31日	1,000,000 935,029	1,000,000 926,947	500,000 463,000	250,000 231,000	750,000 694,000	市・1/4 都・2/4	
13	平成24年度歳末大売出し	滝山五丁目商店親睦会	平成24年11月24日～ 平成25年1月31日	1,000,000 862,525	1,000,000 852,762	500,000 426,000	250,000 213,000	750,000 639,000	市・1/4 都・2/4	第7回
14	滝山・前沢みんなの夏祭り	まえさわ小町商店会	平成24年8月25日～ 平成24年8月26日	2,234,600 2,023,826	1,723,180 1,094,849	574,000 364,000	574,000 364,000	1,148,000 728,000	市・1/3 都・1/3	
15	歳末感謝祭	まえさわ小町商店会	平成24年11月10日～ 平成25年1月20日	2,078,895 1,916,263	2,012,095 1,751,288	670,000 583,000	670,000 583,000	1,340,000 1,166,000	市・1/3 都・1/3	第7回
16	平成24年度中元売出し	西団地前商店会	平成24年7月1日～ 平成24年8月31日	756,906 728,869	756,906 728,869	378,000 364,000	189,000 182,000	567,000 546,000	市・1/4 都・2/4	
17	平成24年度歳末売出し	西団地前商店会	平成24年11月30日～ 平成25年1月31日	756,906 728,167	756,906 728,167	378,000 364,000	189,000 182,000	567,000 546,000	市・1/4 都・2/4	第8回
合計				18,511,896 16,207,542	17,582,176 14,528,990	6,925,000 5,778,000	5,320,000 4,366,000	12,245,000 10,144,000		
				既確定額	9,793,000	予算額	14,522,000			
				第9回確定額	351,000	予算残額	4,378,000			

担当課の所見

この事業については、東京都との連携事業であることから、今後も継続していく予定である。

課題及び今後の対応について

商店街でのイベントの規模が年々縮小しているところも散見されていることから商工会等と連携し商店会長などと話し合いの場を設置している。

# 平成25年度仕分け用説明シート

平成 25 年 9 月 12 日

事務事業番号	04-01-01	事務事業名	農業委員会事務
所管課係名	農業委員会農業係	所管課長名	産業振興課長 道辻 正信

事業の概要について	
目的 (何のために)	農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されています。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	農業者及び農地・農業に関わる市民・農業委員
実施方法 (事業形態)	<input checked="" type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：） <input type="checkbox"/> その他（）
根拠法令	農業委員会に関する法律 東久留米市農業委員会事務処理規程
内容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	<p>昭和26年7月、農業委員会法が制定され、従前の農地委員会、農業調整委員会および農業改良委員会の3委員会を統合した行政委員会として市町村に「農業委員会」が発足しました。</p> <p>この農業委員会制度は、その後、昭和29年、32年および55年の3度にわたって大きな法律改正がおこなわれ、昭和29年の法律改正では、従前の都道府県農業委員会が廃止されて都道府県段階に「都道府県農業会議」が設立され、全国段階には新たに「全国農業会議所」が設立されて、農業・農業者の利益を代表する3段階の組織が確立して今日にいたっています。</p> <p>農業委員会は、「土地と人（担い手）」対策を活動の目標において、農地法の適正な執行にあたるとともに、農地の有効活用と経営感覚にすぐれた農業経営者の育成と支援を図るため農業の構造政策の推進に努めてきています。</p> <p>当市では、平成24年度現在178haの農地を抱え、「農地法」「農業委員会等に関する法律」に基づいて都市農地保全のため活動しています。</p>

コストの概要について		関連事務事業について													
(平成24年度決算見込額)		→「有」の場合、その事務事業概要等記載													
平成24年度費用		庁内に関連する事務事業の有無	無												
事業費 (財源内訳合計)	9,312千円	事務事業番号													
財源内訳	特定財源	1,036千円	事務事業名												
	特定財源の支出に伴う一般財源	8,276千円													
	一般財源														
	人件費 (理論値)	9,870千円													
トータルコスト (事業費+人件費)	19,182千円	事業概要：													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成24年度事業費内訳（主な項目）</th> </tr> <tr> <th>項目名</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>62千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9,250千円</td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度事業費内訳（主な項目）		項目名	事業費	賃金		報償費		需用費	62千円	その他	9,250千円
平成24年度事業費内訳（主な項目）															
項目名	事業費														
賃金															
報償費															
需用費	62千円														
その他	9,250千円														

事業実績について

農業委員会の委員の会議（「総会」という。）は、農業委員会等に関する法律に基づき、会長が月1回委員を招集し、農地法に基づき売買・貸借の許可事項を審議し、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を行っている。

農業委員の役割として、農地の肥培管理が適正に行われているか、また農業委員会で半年ごとに農地パトロール等を行っている。

その他、農地法改正等の研修会、他団体との情報交換会、農業に関する国や東京都などに要望を行っている。

※ 平成24年度事業費内訳	9,312千円	}	報酬	8,562千円
需用費	62千円		役務費	3千円
その他	9,250千円		使用料及び賃借料	135千円
			負担金、補助及び	550千円
			交付金	

※ 平成24年度人件費内訳  
 23年度事務事業評価表の人件費 9,870千円  
 (10,702千円÷23年度職員単価4,461円＝年間労働時間2,399H×24年度職員単価4,114円＝9,870千円)

担当課の所見

都市農業を守って安全安心な都市空間を維持していくためには、行政機関として必要不可欠と考えます。

課題及び今後の対応について

農業従事者の高齢化による後継者問題と、相続による農地の減少に歯止めがかからない。  
 国における、都市農業への抜本的な保護・改正が必要と考えます。

# 平成25年度仕分け用説明シート

平成 25 年 9 月 12 日

事務事業番号	07-03-03	事務事業名	一時預かり所管理運営事業
所管課係名	施設管理課管理調整担当	所管課長名	施設管理課長 遠藤 毅彦

## 事業の概要について

目的 (何のために)	自転車等の不定期利用者の利便性の向上とともに、駅周辺の広場・道路等の良好な環境を確保するため。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	東久留米駅を交通手段として、または、駅周辺施設を不定期に自転車・バイクにて利用している人
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：東久留米市シルバー人材センター） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	(国) 自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律 (市) 自転車等の放置防止に関する条例 (市) 自転車等の放置防止に関する条例施行規則
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>昭和55年に制定された自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、自転車に係る安全性及び利便性の向上並びに自転車等（自転車及び原動機付自転車）の駐車対策の推進について必要な措置を定め、行政（国及び地方公共団体）等が果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めている。自転車等駐車場に関しては同法第五条において「地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買い物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする」と定められている。</p> <p>東久留米市では、前述の定めにおける駅、駅周辺施設を利用される市民のための自転車等駐車場として、民有地の借り上げを行い、市営一時利用自転車等駐車場を設置、運営している。平成25年9月現在では、駅の西側に2箇所、東側に1箇所である。名称及び開設時期、料金体系は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営西第9一時利用自転車等駐車場 平成19年10月1日開設。 ※一時利用としては平成20年4月1日～ 自転車：¥100/日 原動機付自転車（以下、原付）：¥200/日</li> <li>市営西第10一時利用自転車等駐車場 平成25年4月1日開設。自転車：¥100/24時間</li> <li>市営東第9一時利用自転車等駐車場 平成20年7月1日開設。自転車：¥100/24時間 原付：¥200/24時間</li> </ul>

## コストの概要について

(平成24年度決算見込額)

平成24年度費用		平成24年度事業費内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	27,004千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	賃金	
	特定財源の支出に伴う一般財源	報償費	
	一般財源	27,004千円	需用費
人件費 (理論値)	3,160千円	その他	
トータルコスト (事業費+人件費)	30,164千円		

## 関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

自転車等駐車場の需要の指標として、市営一時利用自転車等駐車場の利用者数の推移を追うと、平成22年には年間約27万人であったものが、平成24年度までの3年間で約3万人の増加となっている。平成25年度においても、4月から6月の利用者数は前年の同時期と比較して、月当たり約4千人の増加となっている。

・市営一時利用自転車駐車場 利用者推移

年度	利用者数(人)	前年比(人)
22	277,024	
23	287,835	+10,811
24	305,650	+17,815

・市営一時利用自転車等駐車場 使用料

年度	歳入金額(円)
22	27,269,400
23	28,036,900
24	29,770,500

・シルバー人材センター運営委託料

年度	決算額(円)
22	14,785,932
23	15,001,851
24	15,266,410

シルバー人材センター委託理由  
 1. 高齢者の就労機会の確保。  
 2. 営利追求団体ではないため、比較的費用を抑えられる。

・土地賃借料（一時利用自転車等駐車場分）

年度	決算額(円)
22	5,469,791
23	5,469,791
24	6,208,753

・ゲートリース費（市営東第9一時利用自転車等駐車場）

年度	決算額(円)
22	2,835,000
23	2,835,000
24	2,835,000

担当課の所見

一時利用の自転車等駐車場は、駅・駅周辺施設を利用される市民の方々のために非常に需要が高いものであり、市がその駐車場を運営することによって、駅周辺の交通の円滑化と良好な環境の確保に一定の効果があると考えます。  
 なお、駅周辺では、鉄道事業者や民間事業者により設置された民営の一時利用駐輪場もあるが、未だ駅周辺の自転車等の放置（平成24年度：約8千台）があり、さらに駅周辺の自転車等駐車場の整備が必要であるものと考えます。

課題及び今後の対応について

本事業の最大の課題は、市の自転車等駐車場の全ての土地が借地であるため、恒久的な駐車場の供給に不安定さであり、今後、駅・駅周辺施設を利用する市民の方々に安定した施設の供給を目指していく必要がある。東久留米市第4次長期総合計画におけるまちづくりの基本目標に記載のある「住みやすさを感じるまち」の実現のためにも、地権者との交渉も含めた恒久的な施設の確保方法及び事業内容の精査、より良い運営方法を模索し、より有効性のある事業を目指していく。

# 平成25年度仕分け用説明シート

記入日 平成 25 年 9 月 12 日

事務事業番号	07-03-04	事務事業名	年間登録自転車等駐車場管理運営事業
所管課係名	施設管理課管理調整担当	所管課長名	施設管理課長 遠藤 毅彦

事業の概要について	
目的 (何のために)	東久留米駅を交通手段として通勤・通学を行う自転車等利用者の利便性の向上とともに、駅周辺の広場・道路等の良好な環境を確保するため。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	自転車等駐車場を年間利用している人
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：東久留米市シルバー人材センター） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	(国) 自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律 (市) 自転車等の放置防止に関する条例 (市) 自転車等の放置防止に関する条例施行規則
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>昭和55年に制定された自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、自転車に係る安全性及び利便性の向上並びに自転車等（自転車及び原動機付自転車）の駐車対策の推進について必要な措置を定め、行政（国及び地方公共団体）等が果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めている。自転車等駐車場に関しては同法第五条において「地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買い物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする」と定められている。</p> <p>東久留米市では、前述の定めにおける通勤、通学のための自転車等駐車場として、毎年土地の借り上げを行い、市営定期利用自転車等駐車場を設置、運営している。平成25年9月現在では、駅の西側に3箇所、東側に2箇所である。名称及び定員数、料金体系は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営西第4自転車等駐車場 定員数：自転車760台 原動機付自転車（以下、原付）82台</li> <li>市営西第8自転車等駐車場 定員数：自転車376台</li> <li>市営西第10自転車等駐車場 定員数：自転車384台 原付71台</li> <li>市営東第2自転車等駐車場 定員数：自転車702台 原付81台</li> <li>市営東第6自転車等駐車場 定員数：自転車328台 原付20台</li> </ul> <p>料金は全駐車場共通で 自転車：¥20,400 原付：¥25,200            ※学生、身体障害者、生活保護費受給者等、東久留米市自転車等の放置防止に関する条例施行規則にて定めのある場合は減額、免除が行われる。</p>

コストの概要について		関連事務事業について		
(平成24年度決算見込額)		→「有」の場合、その事務事業概要等記載		
平成24年度費用		庁内に関連する事務事業の有無	無	
事業費 (財源内訳合計)	44,957千円	事務事業番号		
財源内訳	特定財源	事務事業名	事業概要：	
	特定財源の支出に伴う一般財源			
	一般財源			44,957千円
	人件費 (理論値)			5,450千円
	トータルコスト (事業費+人件費)			50,407千円
平成24年度事業費内訳(主な項目)				
項目名	事業費			
賃金				
報償費				
需用費				
その他				

事業実績について

自転車等駐車場の需要の指標として、平成20年度以降の市営定期利用自転車等駐車場の利用率の推移を追うと、毎年90パーセントを超えている。加えて、より駅に近い駐車場に関しては空きがない状態でのキャンセル待ちも毎年200名ほど発生している。こういった状況から、駅前の定期利用駐車場に対しては、非常に高い需要があることが分かる。

・市営定期利用自転車等駐車場 利用率推移

年度	定員数(台)	登録台数(台) ※解約含む延べ数	登録率(%)
22	3247	3306	101.82%
23	3470	3128	90.14%
24	3470	3303	95.19%

・市営定期利用自転車等駐車場 使用料による歳入額及び解約による還付額

年度	歳入額(円)
22	50,454,640
23	49,278,920
24	44,039,920

・シルバー人材センター受け付け業務委託料

年度	決算額(円)
22	2,118,000
23	2,228,156
24	2,220,420

・シルバー人材センター整理業務委託料

年度	決算額(円)
22	16,019,061
23	16,197,834
24	16,235,319

シルバー人材センターへの委託理由 1. 高齢者の就労機会の確保  
2. 営利追求団体ではないため、比較的費用を抑えられる。

・土地賃貸借料(定期利用自転車等駐車場分)

年度	決算額(円)
22	21,792,149
23	20,395,915
24	21,489,500

担当課の所見

ここ3年間の90パーセントを超える利用率と、毎年発生するキャンセル待ちの数から読み取れるように、通勤、通学者の定期利用の自転車等駐車場に対する需要は非常に高い状況が続いていると考えられる。市がその駐車場を運営することによって、駅周辺の交通の円滑化と良好な環境の確保に一定の効果があると考えられる。

課題及び今後の対応について

本事業の最大の課題は、市の自転車等駐車場の全ての土地が借地であるため、恒久的な駐車場の供給に不安定さであり、今後、駅・駅周辺施設を利用する市民の方々に安定した施設の供給を目指していく必要がある。東久留米市第4次長期総合計画におけるまちづくりの基本目標に記載のある「住みやすさを感じるまち」の実現のためにも、地権者との交渉も含めた恒久的な施設の確保方法及び事業内容の精査、より良い運営方法を模索し、より有効性のある事業を目指していく。なお、年間登録自転車等駐車場の利用登録事務については、効率的な運営及び市事務量の軽減を目的として平成23年度より一部外部委託を目指し全国的に実績のある(財)自転車整備センター(以下、センター)への業務アウトソーシングの検討を行ってきた。その結果、駐車場の管理及び登録事務はセンターが行うが、駐車場土地の確保は市が行うため、現状では市に入っている使用料の収入が全てセンターに入り、土地の賃貸借料は市が払い続けることとなり、駐車場運営による継続的な歳入・歳出の健全な収支バランスが確保されなくなることが判明した。市ではこの結果により今後さらに別の手法により効率的な運営を実施していく検討が必要であると考えられる。

# 平成25年度仕分け用説明シート

平成 25 年 9 月 12 日

事務事業番号	11-01-11	事務事業名	学童保育所運営事業
所管課係名	子育て支援課児童係	所管課長名	子育て支援課長 相川 浩一

## 事業の概要について

目的 (何のために)	放課後家に帰っても、保護者が就労等により家庭にいない、小学生（1～3年生）に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	放課後に適切な監護が受けられない児童（小学校1～3年生）
実施方法 (事業形態)	<input checked="" type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	児童福祉法第6条の2第2項 学童保育所設置条例
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>学童保育所では、年間を通して生活指導を中心に保育をするとともに、異学年との関わりを大事にしながらか日常の遊び・季節の行事・制作などいろいろな経験を通して心身の発達を援助し、安全安心な居場所づくりを目指している。具体的な学童保育所での過ごし方は、屋内外での自由遊びや集団活動、おやつ時間、土曜日や学校が休みの日の一日保育時にはそれ以外に学習・読書や昼食の時間などがある。</p> <p>運営に当たっての職員体制は、正規職員を配置せず、非常勤の嘱託職員・臨時職員で行っている。市内のどの学童保育所においても同等のサービスの提供が行われるよう、各学童保育所に嘱託職員の中から主任職員を1人配置し、子育て支援課に配置されている学童保育所経験のある担当正規職員と課長・児童係長を含め、月に1回情報や意見交換、課題解決などができるような事務連絡会を設けている。その他、職員の資質の向上のために研修参加を促している。</p> <p>財源は、東京都の学童クラブ運営費補助金、学童保育所費、市の一般財源により構成されている。事業費のほとんどは、嘱託職員の報酬・臨時職員の賃金である。</p> <p>13小学校区で20学童保育所を運営している。</p>

## コストの概要について

(平成24年度決算見込額)

平成24年度費用		平成24年度事業費内訳（主な項目）		
事業費 (財源内訳合計)	229,957千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	91,780千円	賃金	27,472千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	138,177千円		
	一般財源		報償費	17千円
人件費 (理論値)	9,881千円	需用費	31,159千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	239,838千円	その他	171,309千円	

## 関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

- ・保育時間：平日（月～金曜日）＝登校日は下校時から午後5時まで、延長保育として午後6時まで。  
＝学校休業日は午前8時15分から午後4時まで、延長保育として午後6時まで。  
土曜日＝午前8時15分から午後4時15分まで、延長保育なし。
- ・学童保育所費（保護者負担）＝5,000円／月／人（「東久留米市立学童保育所設置条例第3条」に基づく）。延長料金なし。

①市内の小学校に通う1～3年生の児童のうち学童保育所を利用している割合は1年生が35.1%、2年生が28.6%、3年生が25.3%となっている。また、学童保育所の定員に対する登録率は、1年生31.2%、2年生23.6%、3年生22.4%となっている（いずれも平成25年5月1日現在）。

平成25年5月1日現在の人数

	①：市内の小学校に通う児童数	②：①のうち、学童保育所を利用する人数	割合（①/②）	登録率
1年生	922人	324人	35.1%	31.2%
2年生	849人	245人	28.9%	23.6%
3年生	920人	233人	25.3%	22.4%
合計	2,691人	802人	29.8%	

在籍児童数（年間・月平均）

	22年度	23年度	24年度
1年生	318人	334人	278人
2年生	278人	272人	280人
3年生	224人	213人	205人
合計	820人	819人	763人

②嘱託職員1人当たりの1カ月の労働時間は124時間、臨時職員は75時間程度。1学童当たり、在籍児童15人に対し、嘱託職員を1人、障がい児童2人に対し臨時職員1人を配置することとなっているが、最近増えてきている特別に支援が必要な児童に対しても職員を配置するなど、適正な職員を配置している。

職員数

	22年度	23年度	24年度
嘱託	74人	76人	74人
臨時	22人	28人	27人

在籍児童1人当たりの運営費（円）

	22年度	23年度	24年度
運営費	273,450円	278,648円	301,386円

（特定財源の内訳）

学童保育所費は、約43,880千円の歳入となる。東京都の運営費補助金額は52,550千円の歳入を予定している。

担当課の所見

現在、保護者から、特に、障がい児童の入所対象学年の延長や現行の保育時間の延長の要望が出されている。障がい児童の入所の拡大については、現在の入所定員に大きな影響があり、極めて困難と考えている。  
保育時間（開所・閉所時間）の拡大については、学校休業日等の開所時間を平成25年度より8時15分からとし、土曜日の閉所時間を16時15分とした。学童保育所運営事業の目的に照らし、長時間、夜間の保育をすることは考えていない。

課題及び今後の対応について

平成8年度に学童保育所費を4,500円から5,000円とし現在に至っている。保護者から求められている保育時間の延長等をするには、職員の勤務体制の変更や必要経費の増額が伴うため、学童保育所費の見直しを平成24年度に社会福祉審議会において検討し、値上げの答申を受けたが、平成25年6月議会において学童保育料の値上げについては、予算面の課題等もあり見送りとなっている。今後平成27年度に向けた、子ども子育て会議の中でも検討されていく。

# 平成25年度仕分け用説明シート

平成 25 年 9 月 12 日

事務事業番号	11-04-04	事務事業名	地域交流の場の提供事業
所管課係名	保育課保育係	所管課長名	保育課長 長澤 孝仁

事業の概要について	
目的 (何のために)	多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、保育所における地域の需要に応じて幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	小学校就学前児童
実施方法 (事業形態)	<input checked="" type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	児童福祉法
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	地域活動事業は現在、公立園（公設公営）7園、私立園（公設民営3園含む）9園で実施している。異年齢交流事業（七夕祭り、夏祭り、芋掘り、運動会、作品展、園庭開放などへ親子が参加し園児と交流する）を地域の児童及び保護者の参加のもと実施している。地域活動事業を通して、子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、相談・助言を求めている保護者の課題や不安に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係を築くための助言援助を実施している。

コストの概要について			関連事務事業について			
(平成24年度決算見込額)			→「有」の場合、その事務事業概要等記載			
平成24年度費用		平成24年度事業費内訳（主な項目）	庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事業費 (財源内訳合計)	2,488千円		事務事業名			
財源内訳	特定財源		1,244千円	事業概要：		
	特定財源の支出に伴う一般財源		1,244千円			
	一般財源					
人件費 (理論値)	73千円		項目名	事業費		
トータルコスト (事業費+人件費)	2,561千円	委託費	2,488千円			

## 事業実績について

【平成24年度実績】

保育園ごとの地域活動事業を通し地域住民との交流を図るため下記のように取り組んだ。

【さいわい保育園】 砂・水・泥んこ遊び（家庭では経験しにくい泥・水・砂を使用してのダイナミックな遊びの体験と交流。）色水・シャボン玉遊び（上記に続き、水遊びを楽しむ）縁日ごっこ（夏まつりの再現～遊びを地域の子も達も共に楽しむ）焼き芋会（秋ならではの活動を地域の親子も含めて楽しむ）毎週火曜日の園庭開放（地域の親子へ安心して遊べる場の提供と交流活動）人形劇公演（良い文化に触れる。また楽しい活動を通し、子育てを学び合い共有しあう）親子のつながり遊び講座（触れ合い遊びを楽しみながら学び、子育ての中で大切なことを交流の中から知っていく。）学芸大学附属特別支援学校幼稚部との交流。幸町デイサービスセンターとの交流。

【みなみ保育園】 どんどこで遊ぼう。なつまつり。縁日ごっこ。運動会ごっこ。焼き芋会。観劇。子育て相談（試食会）つながり遊び。素話し。

【はくさん保育園】 水どろんこで遊ぼう。夏まつり。子育て講座「離乳食のはなし」。縁日ごっこ。運動会ごっこ。子育て講座「健康のはなし」。やきいも会。人形劇クラルテ「うさぎのおうち」。けやき座人形劇「ともだちや」

【しんかわ保育園】 砂・どろんこで遊ぼう。縁日ごっこ。出前運動会。観劇クラルテ。ふれあい遊び（二本松さん）。リトミック。

【はちまん保育園】 園庭で遊ぼう。芝生で遊ぼう。夏祭りごっこ。芋掘り。焼いも。劇団クラルテ。節分。けやき座（人形劇）。育児講座（ピカリンがやってくる）

【まえざわ保育園】 はだしてあそぼうかい。泥んこで思い切り遊ぶ。砂遊び。ひもとおし。お絵かき。なつまつり。運動会。みんなであそぼう。やきいも会（園庭で園児と焼き芋を楽しむ）。クラルテ観劇（親子でいい文化に触れる）。豆まき（在園児と一緒に集会に参加し、豆まきをする）。毎週水曜日の園庭開放（日々のあそび・各年齢の保育に交じる）。ひかりんと遊ぼう（親子であそぶ楽しさを感じ子育ての喜びを感じる機会にする）。リズムで遊ぼう（親子でリトミックをする中で楽しさを共感し、心地よさを感じる）。

【ちゅうおう保育園】 あそぼう会（砂・水であそぼう、手型、足型）。夏まつり。縁日ごっこ。焼いも会。人形劇公演。つながり遊び。おはなしの会。離乳食講座。

【民設民営】

【東久留米のみり保育園】 園庭あそび。じゃがいも掘り。夏祭。スイカ割り。プール遊び。運動会。おもちつき。観劇会。離乳食講座。クリスマス制作。

お家で作れる簡単おやつ。クリスマス会。おもちつき。

【あそか保育園】 保育所体験（在宅の親子の遊び場を提供し、園児と一緒にリズム遊びなどして、保育所体験をもらった）。出前保育（児童公園にて保育士が、地域の親子向けに紙芝居やリズム遊びをして交流をした）。育児講座（在宅の保護者を対象に、育児に関する情報を話したり、給食の試食をした）。赤ちゃんサークル（保育園のホールにて、在宅の赤ちゃんが遊べる場を提供していった）。夕涼み会（園児、父兄、地域住民と一緒に盆踊りしたり、模擬店、ゲームを楽しむことができた）。運動会（未就園児と一緒に競技を楽しめた）。芋煮会（地域のお子さんを招いて、園児と会食をした。また地域の老人会と一緒に会食を楽しめた）。人形劇（近隣の子どもと観劇を楽しんだ）。けんちの里、バレ・フローラとの交流（園児とお年寄りと一緒に歌を歌ったり、触れ合って遊んだ）。

【滝山しおん保育園】 夏祭り（地域の方々、保護者から楽しい交流が出来たとの評価を得る）。遠足（卒園児や地域の方々と一緒に楽しんでくれる）。羊毛ボール作り（羊毛で子ども達が遊べるボール作りを、地域の人と共に製作することで触れ合った）。運動会。収穫感謝祭（パン、けんちん汁作りを地域のお子さんと一緒に作り、作業を通して充実した交流ができた）。もちつき（園舎の中での餅つきだったが、沢山の地域の方々に来て下さり、玄米のお餅を食べ、園の給食を味わってもらった）。コンサートピアノと歌のコンサート（地域の方々や近隣の老人ホームの方々も参加して頂き楽しい交流ができた）

【くろみ保育園】 出前保育。観劇。いもほり。園庭開放。

【二コット東久留米】 子育て広場（地域の子育て世代を招いて情報交流会やひなまつりごっこ、凧揚げをやった）。世代間交流（地域の高齢者の方々と触れ合い遊びをした）。異年齢交流（地域の小学生を園に招き、工作あそびをした）

【公設民営】

【たきやま】 風鈴づくり。じゃがいも掘り。スイカ割り。プール遊び。給食体験。さつまいも掘り。芋煮会。おもちつき。凧作り凧揚げ。観劇。クッキーづくり

【ひばり保育園】 地域老人会交流。小中高精の職場体験。親子エアロビ。親子でお菓子作り。離乳食講座。観劇。ハーブコンサート。こいのぼり集会。芋掘り。サンマ焼き。もちつき。保育所体験。出前保育。プール開放。泥んこで遊ぼう。子どもセンターひばりとの交流。

【上の原さくら保育園】 祖父母触れ合いデー。ポニーとの触れ合い。離乳食相談及び食の講座。

## 担当課の見解

児童福祉法第48条の3は、「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対しその行う保育に関して情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」と定めている。相談・助言は、保護者支援に欠かせない専門的機能であり、法律において、保育所における通常業務である保育に支障をきたさない範囲でこれを行うことを明記しているため、本市保育園においても当然可能な範囲で実施すべきであると考えている。地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援の機会を設け、地域交流を推進することは子育て世代の保護者にとって最も身近で必要とされる事業と考えており、これによりさらなる地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を極力緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することこそが市の重要な責務であると考えている。

## 課題及び今後の対応について

地域活動事業において、今後もよりいっそう地域の方々に参加しやすいよう工夫をし、子育て親子の交流をより深めていけるよう各保育園と連携を図り調整していく必要がある。

# 東久留米市 評価作業シート

番号		事務事業名		仕分け市民委員氏名	
----	--	-------	--	-----------	--

仕分け	仕分け理由
<input type="checkbox"/> 1 不要 (そもそも担うべきでない事業)  <input type="checkbox"/> ①即時 <input type="checkbox"/> ②段階的 ( 年間)	<input type="checkbox"/> ①趣旨・目的に妥当性なし
	<input type="checkbox"/> ②達成手段として不適切
	<input type="checkbox"/> ③効果なし(薄い)/逆効果
	<input type="checkbox"/> ④サービス受給者の自助努力・自己負担
	<input type="checkbox"/> ⑤他と重複(事業の統合)
	<input type="checkbox"/> ⑥その他( )
<input type="checkbox"/> 2 民間 (そもそも民間が担うべき事業)	<input type="checkbox"/> ①既に行政の役割を終了
	<input type="checkbox"/> ②サービス水準に違いがあるべき(あって良い)
	<input type="checkbox"/> ③民間の方がより効果的・効率的に実施可能
	<input type="checkbox"/> ④その他( )
<input type="checkbox"/> 3 国 (そもそも国が担うべき事業)	<input type="checkbox"/> ①効果が国全体に波及
	<input type="checkbox"/> ②国としてのサービス水準は同程度であるべき
	<input type="checkbox"/> ③国の方がより効果・効率的に実施可能
	<input type="checkbox"/> ④その他( )
<input type="checkbox"/> 4 東京都 (そもそも都が担うべき事業)	<input type="checkbox"/> ①効果が東京都全体に波及
	<input type="checkbox"/> ②東京都としてのサービス水準は同程度であるべき
	<input type="checkbox"/> ③東京都の方がより効果・効率的に実施可能
	<input type="checkbox"/> ④その他( )
<input type="checkbox"/> 5 他市町村との広域連携 (そもそも広域で担うべき事業)	<input type="checkbox"/> ①効果が広域全体に波及
	<input type="checkbox"/> ②広域行政としてのサービス水準は同程度であるべき
	<input type="checkbox"/> ③広域行政の方がより効果・効率的に実施可能
	<input type="checkbox"/> ④その他( )
<input type="checkbox"/> 6 東久留米市(改善有) (見直すべき事業)	<input type="checkbox"/> ①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切
	<input type="checkbox"/> ②事業規模を縮小すべき
	<input type="checkbox"/> ③自主財源確保の努力(料金改定など)
	<input type="checkbox"/> ④期限の設定
	<input type="checkbox"/> ⑤民間を活用した方が効率的(業務委託・指定管理者等)
	<input type="checkbox"/> ⑥パートナー事業化(新たな公共の担い手など)
	<input type="checkbox"/> ⑦その他( )
<input type="checkbox"/> 7 東久留米市(現行通り)	<input type="checkbox"/> ①現行通りに事業継続
	<input type="checkbox"/> ②事業規模を拡大すべき

<具体的な改善事項>